

## 臨海部国際戦略本部情報化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 局情報化推進委員会設置要綱（平成19年3月30日川総シ企第1351号）第1条の規定に基づき、臨海部国際戦略本部情報化推進委員会（以下「情報化推進委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、臨海部国際戦略本部事業推進部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長

(2) 臨海部国際戦略本部成長戦略推進部担当課長

(3) 臨海部国際戦略本部拠点整備推進部担当課長

(4) 臨海部国際戦略本部戦略拠点推進室担当課長

(会議等)

第3条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

3 情報化推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第4条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 本部内の情報化施策の推進に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項

(検討部会)

第5条 情報化推進委員会に、本部内の情報化施策に係る課題に関する専門的な

調査検討を行うため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 情報化推進委員会及び検討部会の庶務は、臨海部国際戦略本部事業推進部において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。